

橋本公民館における貸室利用方法等の一部変更について

平成30年6月1日以降の利用分から、次のとおり貸室利用方法等の一部を変更します。

1 使用料の導入

貸室の利用にあたって使用料が必要となります。具体的な料金や免除制度については、館内掲示や案内チラシを御参照ください。

なお、使用料の支払いは、利用当日に発券機（事務室前に設置予定）で利用券を購入することで行い、その利用券と交換で部屋の鍵を受け取る形式です。

また、利用時間にはカウンターでの鍵の受取りから返却までの時間を含みません（鍵の5分前貸し出しは行いません）ので、必ず時間内に鍵を返却してください。

2 利用区分等の変更

大会議室と和室につきましては、夜間の時間帯を分割し、午後6時から午後8時までと、午後8時から午後10時までの2時間ずつの2区分とします。

一方、区分を連続して利用申請することも可能で、連続で申請した場合の利用コマ数は連続した単位を1コマとして扱います。この場合、抽選も連続したコマを一単位として当落が決定します。

なお、同じ部屋で連続した区分を一括して申請した場合の取り扱いは、すべての部屋及び時間帯において同じです。ただし、別々に申請して結果的に連続で使用した場合は適用されません。

（大会議室・和室の例）	13～15時	15～17時	18～20時	20～22時
	1コマ	1コマ	1コマ	1コマ
	1コマ		1コマ	

3 ミーティング室の利用承認申請方法の変更

ミーティング室の利用申請も他の部屋と同様に、「さがみはらネットワークシステム（Sネット）」による申請に移行します。電話による仮予約等はできませんので御注意ください。

4 茶室の貸し出し対象の拡大

これまで、茶室の貸し出しにあたりましては、利用目的を「茶道、華道又は着付け」に限定していましたが、運動系や中学生未満の者が含まれる活動等を除き、茶道、華道又は着付け以外の利用も可能とします。

なお、一般利用の際は、茶室であることを御理解いただきますとともに、備え付けてある茶道具等は使用しないでください。

5 コミュニティ室の一般団体への貸し出しの休止

自治会、子ども会などの地域活動を行う団体等が利用する部屋として設置されているコミュニティ室について、これまで一定条件のもと一般団体への貸し出しも行っていましたが、この取り扱いを休止します。

6 個人開放の取り扱いの終了

これまで試行的に実施してきました小会議室の個人開放（毎週金曜日の午前・午後の時間帯に限り、2日前までに利用予約がない場合、当日に利用を希望する個人に小会議室を開放（専有利用は不可）するもの）について、この取り扱いを終了します。

橋本公民館